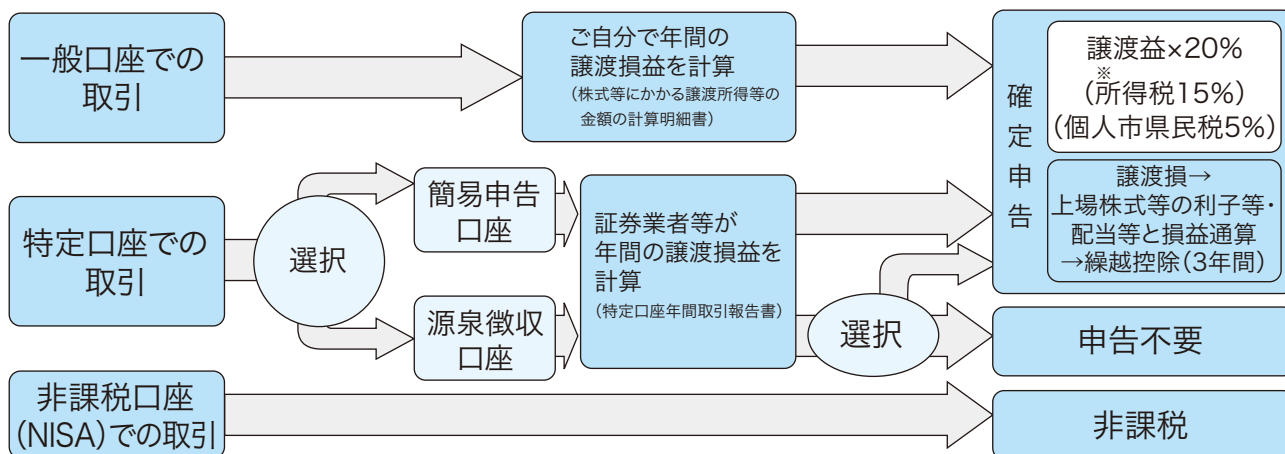


株式と税金

●株式等譲渡益課税制度

●所得税(国税)、個人市民税(市税)、個人県民税(県税)

株式等を売却し、譲渡益が発生した場合は、原則として確定申告が必要ですが、証券業者等のどのような口座で取引したかによって手続きが異なります。



- ・簡易申告口座の場合は、証券業者等から送られてくる特定口座年間取引報告書により簡易に申告を行うことができます。
- ・源泉徴収口座の場合は、その口座内における譲渡益については、申告不要とすることができます。
- ・上場株式等に係る配当所得や譲渡所得は、令和6年度以降の個人住民税から所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。

●株式等の譲渡所得金額(譲渡益)の計算方法

$$\boxed{\text{譲渡所得金額(譲渡益)}} = \boxed{\text{譲渡価額}} - (\boxed{\text{取得費}} + \boxed{\text{委託手数料等}})$$

●株式等の譲渡益の税率

上場株式等および一般株式等(上場株式等以外の株式等)ともに20%(所得税15%、個人市県民税5%)

※平成25年から令和8年までは復興特別所得税(所得税額×2.1%)が、令和9年から令和29年までは復興特別所得税(所得税額×1.1%)と防衛特別所得税(所得税額×1%)が所得税とあわせて課されます。

●上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

上場株式等の譲渡損失は、確定申告により、その年分の上場株式等の利子等・配当等と損益通算することができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等の譲渡益・利子等・配当等から繰越控除することができます(上場株式等の譲渡損失を翌年以降に繰り越す場合は、一定の書類を添付した確定申告書を連続して提出する必要があります。)

ただし、上場株式等の利子等・配当等のうち、上場株式等の配当等(配当所得)については、申告分離課税を選択したものに限りません。